

今年度もよろしく お願いいたします!

高教組委員長

竹島久美

年度はじめのご挨拶を書かせていただくのも四回目になりました。今年度も引き続き高教組の委員長を務めさせていただきます。

執行部は、古畑邦明さん(副委員長・教文)、小笠原春菜さん(青年部)が退任され、新しく杉本裕子さん(青年部)、坂本智香さん(共闘)を迎えました。坂本さんは再登板です。また、小笠原さんは、高知での採用もあり得るという制度を使って東京を受審されていて、高知で採用となっていたのですが、東京で採用となり新しい教員生活を始められました。米満敏孝さん(書記長・専従)、井上千夏さん(副委員長・女性部)、青木志保さん(副委員長・障害児学校部)、谷内康浩さん(書記次長・情宣)、竹嶋昇吾さん(教文)、國廣聖さん(貸付)は、担当がえはありますが引き続きです。高教組では、今、組織対策が大きな課題です。国や県でも少子化対策が叫ばれ、いろいろなか



で若い人が減って大変だという話を聞きます。子どもが減り、学校の統廃合が進んでいます。都会の方では採用人数も増えているようですが、高知、特に高校はまだです。私たちの社会が、人口が減っていく中でどのような社会がふさわしいのか模索していかないといけないのと同様に、組合も時代にふさわしい在り方を模索していかなくてはならない時期に来ているのかもしれない。とはいえ、憲法が危機に瀕し、職場では長時間労働など

困難が山積し、ブラック企業、ブラックバイト、不安定な雇用、低賃金、奨学金の返済などに苦しんでいる教員たちがいま。なんとか組合を大きくしていかなくてはなりません。今年度も高教組運動へのご協力・ご指導をよろしくお願ひいたします。

高知江の口養護学校高知 大学医学部附属病院分校

準ずる教育とは

酒井 賀世

分校での教育は「小・中学校に準ずる教育」を行っています。「準ずる教育」とは、いろいろと解釈もありますが、小・中学校の学習指導要領に定められた内容と同じ内容に「自立活動」を加えた内容になります。以前は、病氣治療中に学習なんて(かわいそう・とんでもない)という考え方が主流でしたが、現在は、学習することが治療等に取り組み意欲につながる、主治医の許可が出た児童生徒には授業を行っています。授業時数も、小学校中学年以上は、ほぼ小中学校と同じです。

複数で学習する教科もありますが、だいたいは教師と児童生徒が、1対1で授業を行っています。入院して分校に転入するまで、病氣や欠席のため学習が遅れがちな児童生徒にも個々のペースに合った学習をすることで、質的にも量的にも学習空白を克服できることを目指しています。一対一の授業は、教師も生徒も疲れますが、理解できていない部分をゆっくり学習することができ理解することができ、私も分校に来て、始めて

「よくわかる。先生は教え方が上手」と褒められました。教師になって初めてです。(笑) 現在、高知市内の小学校では、1年生の頃は三十人学級なので二十数名のクラスですが、高学年になると四十人学級のために、三十八名の二クラスという状況になっています。二クラスに振り分けるときに離したい三人を離せないために問題が生じる等々厳しい状況です。一人学級になると寂しい反面、学習上ではメリットがあります。

完治する病氣もありますが、しばらくは付き合わないといけない病氣もあります。学習だけでなく、退院後に自分の病氣と付き合っていくように、病状理解や生活の在り方についても学習しています。前籍校に復学後に、家族や担任(時には友達)に病状や体調を伝える力をつけ、伝えたいこと・伝えたくないことも自分で判断できるようになって欲しいと思っています。

「憲法を変えたらいかんぜよ」

別役 美佐

「これまでは憲法を意識することではなく、生活に一生懸命でした。護憲派、改憲派と集会のあることを知っていましたが、今の政権をみると危機感をもちました。誰の子どもも殺させない。」安保関連法に反対するママの会の開会の挨拶です。5月3日、高知市の高知会館で、「憲法施行89周年県民のつどい」が、講師に山内敏弘名誉教授(一橋大学)を迎え開催されました。「憲法改悪の動向と立憲民主平和主義の課題」と

題された講演では、冒頭にして結論を語る内容でした。夏の選挙で与党が三分の二を獲得すれば、①明文改憲への道を突き進むであろう。与党が、過半数を獲得したならば、②解釈改憲の道を進むであろう。野党が過半数の議席を獲得すれば、③「立憲民主平和主義」を生かす道が開けると思われる。講演は、講師が敬愛する、深瀬忠一先生(北海道大学名誉教授、高知県出身、昨年9月に死去)の「立憲平和民主主義」とは、立憲主義と民主主義と平和主義が密接に結びついて日本国憲法の基本原理を構成し、私たちが幸せな生活を送っていくためには大切であるという考え方を基本におき、改正草案と現行憲法を比較しながら、論じていく内容でした。特に、改憲案に書かれている緊急事態条項への危険性については、「緊急事態」の意味が①広範漫然としている。②内閣が独裁的な権限を行使できる。③国民、そして、自治体までも政府の措置に従う義務を課している等、現政権の狙う改憲の危険性や不確かさが歯切れよく語られました。



「憲法施行89周年県民のつどい」で講演する山内敏弘名誉教授

会場には、終始、幕末の土佐の風雲児の声が聞こえてくるようでした。「憲法を変えたらいかんぜよ」と。なお、会への参加者は、270名でした。